











# 日出生台演習場 水源地送水ポンプ取替

件名	日出生台演習場 水源地送水ポンプ取替									
図面	表紙									
縮尺	—	作成年月日		令和 年 月 日			図面番号		1 / 3	
業務隊長	管理科長	営繕班長	管理班長	工事企画係	施設管理専門官	管財主任	給排水係長	施設管理係長	施設管理係	設計
										
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊										

## 仕様書

- 1 件名 : 日出生台演習場 水源地送水ポンプ取替
- 2 作業場所 : 大分県玖珠郡玖珠町日出生 陸上自衛隊 日出生台演習場内 水源地機械室
- 3 概要 : 送水ポンプ取替及び付帯設備補修 一式
- 4 一般事項

- (1) 本仕様書は、「日出生台演習場 水源地送水ポンプ取替」について適用する。
- (2) 本役務は、本仕様書によるほか、製造メーカー仕様に基づき施工するものとする。
- (3) 作業実施計画（工程表）を監督官へ提出し、実施日及び作業工程を十分に協議し、決定するものとする。
- (4) 請負者は、仕様書及び現地において不明な点が生じた場合は、監督官と協議しその指示に従う。
- (5) 本作業で使用する工具及び搬入用車両等については、請負者が準備するものとする。
- (6) 本作業に際し、他の箇所に損傷を与えないよう十分注意して実施し、万一損傷を与えた場合は、請負者の負担において速やかに原形復旧するものとする。
- (7) 請負者は作業完了後、現場の整理整頓及び清掃を実施する。
- (8) 請負者は、自衛隊敷地内への立入り及び行動については、当該演習場の規則及び官側の指示を遵守して行うものとし、作業場所以外への立入りを禁止する。やむをえず作業場所以外への立入りを必要とする場合は官側の許可を得るものとする。
- (9) 本作業に際して、本仕様書に明記なき事項についても、作業上当然実施すべき事項については請負者の負担で実施する。その際、契約金額の変更はないものとする。
- (10) 本作業の写真は、着手及び完了並びに実施中を鮮明に横向きで撮影し、役務完了後カラーA4判写真帳に整理し提出すること。
- (11) 本作業に際し、演習場の水道及び電力の使用は原則できないものとするが、やむを得ず使用する場合は仮設計測機器を設置し、使用量に応じた金額を請負者が負担すること。
- (12) 作業中は、安全管理に十分留意し、事故等発生した場合は、速やかに監督官へ報告すること。
- (13) この契約により知り得た自衛隊に関する情報について、他に漏洩及び転用してはならない。
- (14) 監督官の指示書類は、速やかに提出すること。
- (15) 本作業に際し、外国人の入場には部隊側が示す様式により申請が必要であり、許可を受けた者のみ入場可能とする。また、部隊側の手続き上、許可までに2～3カ月の期間を要する。

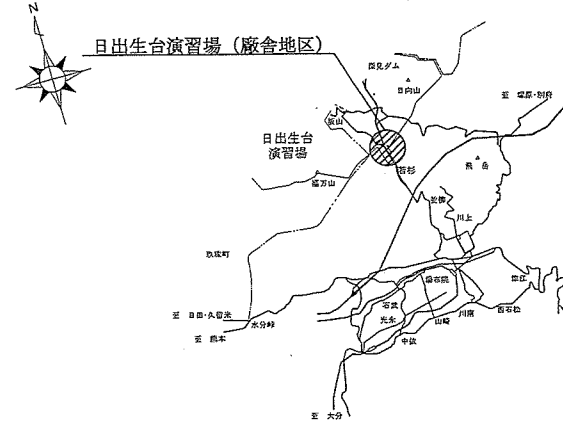
### 5 特記事項

- (1) 取替該当部については、図面番号3/3「平面図・断面図」による。
- (2) 本仕様書に記載された配置は概略であり、細部配置寸法等については請負者において現場を確認すること。
- (3) 本作業終了後、試運転を実施し、制御盤とポンプの連動動作を確認すること。
- (4) 使用材料は全て新品とし、監督官の検査を受けた合格品のみを使用すること。
- (5) 本施工で発生した発生材については、金属屑のみ官側に返納し、監督官の指定した場所に収集運搬する。その際、金属屑重量を請負者側において計測し、発生材報告書へ記載した後、監督官に提出する。尚、金属屑以外のもについては、請負者において産業廃棄物処理法に基づき適切に処分するものとする。
- (6) 本作業の実施については、官側の都合により平日の作業が難しい場合、土日祝日でも実施可能とする。その場合、契約金額に変更は生じないものとする。
- (7) 取替要領については片方運転とし、水の供給に影響を与えないようにすること。尚、施工条件上やむを得ず断水が必要となる場合には、契約後速やかに監督官と協議すること。
- (8) 提出書類
  - ア 現場代理人通知書
  - イ 作業日誌
  - ウ 工程表
  - エ 作業報告（写真）帳
  - オ 発生材報告書
  - カ その他、監督官が指示した書類

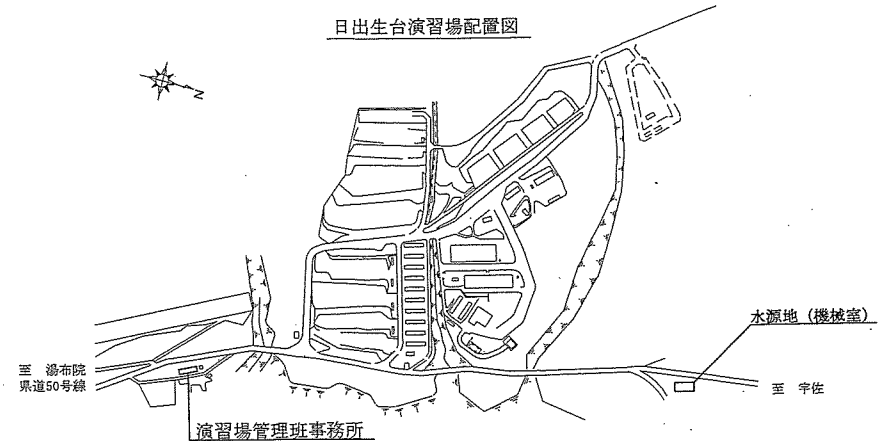
### 6 検査

検査は作業終了後に運転を行い、異常の無い事を確認のうえ現場検査合格とする。また、監督官が提出を求めた書類の提出をもって書面検査合格とし、現場及び書面両方の検査合格にて完了とする。尚、手直しが発生した場合には、手直し終了後の再検査での合格をもって完了とする。

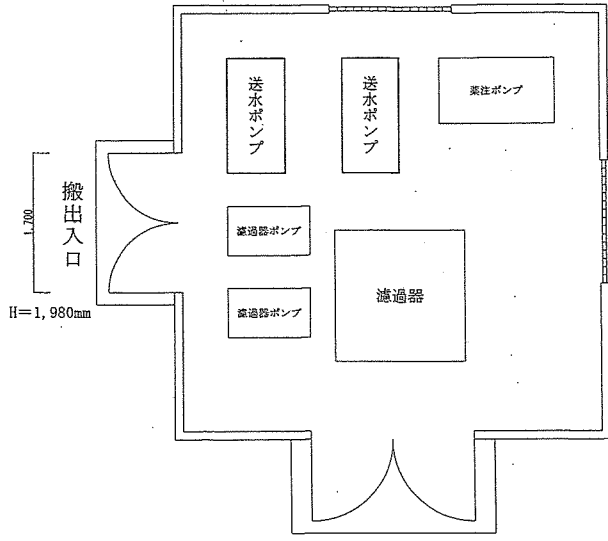
日出生台演習場案内図



日出生台演習場配置図

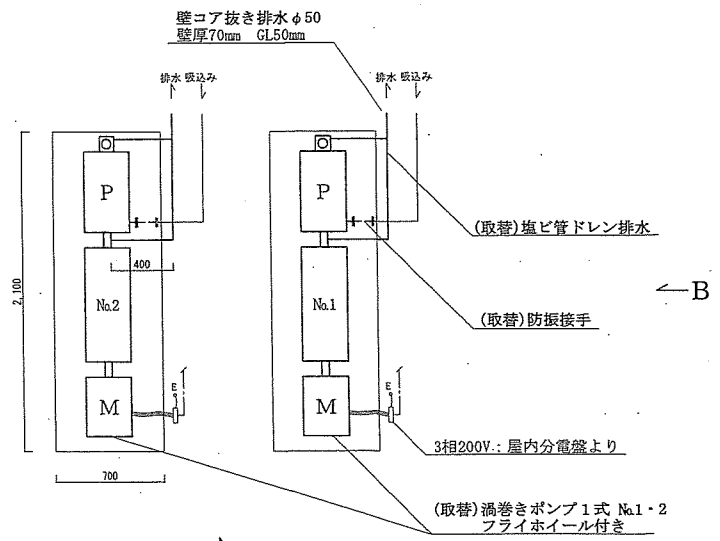


件名	日出生台演習場 水源地送水ポンプ取替			
図面	仕様書			
縮尺		作成年月日	令和 年 月 日	図面番号 2/3
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊				



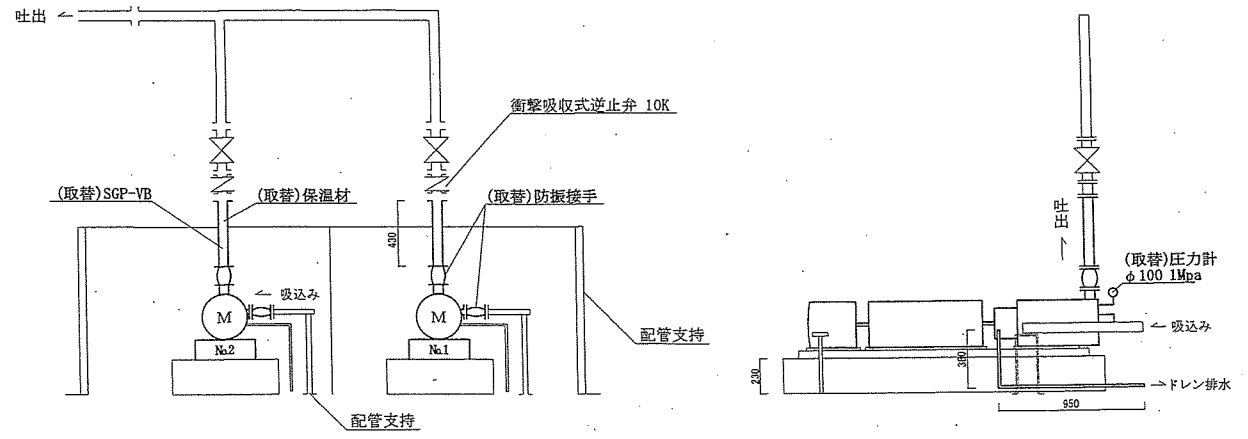
機械室 配置図 S = 1 / 5 0

既設機器諸元	
・ポンプ型式	: M65-V-1
・口 径	: 65A
・吐出し量	: 280 L/min
・揚 程	: 86m
・電 源	: 200V 4P
・製造メーカー	: (株)テラルキョクトウ
備 考	
①	作業対象に含まれる機器については既設品の同等品以上とし、事前に監督官の承認を得ること。また、出荷証明書を取得し監督官へ提出すること。
②	配管経路等については、本仕様書を基準とすること。
③	仕様変更が生じる場合には、監督官と事前に協議すること。



平面機器配管図 S = 1 / 3 5

凡 例	
—	補修対象



A面 断面図 S = 1 / 3 5

B面 断面図 S = 1 / 3 5

件 名	日出生台演習場 水源地送水ポンプ取替			
図 面	平面図・断面図			
縮 尺	図示	作成年月日	令和 年 月 日	図面番号 3 / 3
陸上自衛隊 湯布院駐屯地業務隊				